

子ども・子育て支援新制度

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
 すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
 「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

保育の場を増やし、待機児童を減らし、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

幼稚園と保育園をひとつにした
 《認定こども園》の新たな制度ができました。
 (大田区内には、現在認定こども園はありません)

幼児期の学校教育や保育の量の拡充と、質の向上を進めます。

地域の子育てを支援します。
 • 地域子育て支援拠点
 • 一時預かり • 利用者支援 など



平成27年度から31年度までの取り組みを、
 「大田区子ども・子育て支援事業計画」に定めます。
 (平成27年3月策定予定)



すくすく
 ジャパン!

新制度では、給付の対象となる幼稚園や保育所などは区の【確認】を受け、確認を受けた施設を利用する方は【認定】を受けることになります。また、新制度では新たに3歳未満の子どものための【地域型保育事業】も始まります。ただし、新制度に移行しない幼稚園や新制度の対象とならない施設等（認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育など）は、利用方法に変更はありません。

認定

新制度に移行する幼稚園、認可保育所や地域型保育事業などを利用する方は、「認定」が必要となります。区は審査のうえ認定証を発行します。

【三つの認定区分】

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1号認定 教育標準時間認定 | ニ 満3歳以上で、幼稚園・認定こども園を希望する方 |
| 2号認定 満3歳以上保育認定 | ニ 満3歳以上で、保育所・認定こども園を希望する方 |
| 3号認定 満3歳未満保育認定 | ニ 満3歳未満で、保育所・認定こども園・地域型保育を希望する方 |

保育園の利用を希望する方は・・・

認可保育所や地域型保育事業の利用申し込みの時に、同時に保育認定（2号又は3号認定）の申請をしていただきます。

①保育の必要性の認定（次のいずれかに該当すること）

- ◆就労
(フルタイムのほか、パートタイム・夜間・居宅内労働など)
- ◆妊娠・出産
◆保護者の疾病・障がい
- ◆同居又は長期入院等の親族の介護・看護
- ◆災害復旧
◆求職活動
- ◆就学
◆虐待やDVのおそれがある
- ◆育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて
継続利用が必要
- ◆その他、上記に類するものとして区が認める場合

幼稚園利用を希望する方は・・・

教育認定（1号認定）は・・・
入園の内定した幼稚園を経由して手手続きを行う予定です。

新制度に移行しない幼稚園
は従来と変わりません。

利用希望の申し込み
⇒区が利用調整
⇒施設が決まればあっせん

②保育の必要量の認定

「保育標準時間」＝最長11時間の利用
「保育短時間」＝最長8時間の利用
※別に延長保育の利用ができます

地域型保育事業

区が条例で認可基準を定めます。

3歳未満児の保育を行う地域型保育事業を区が認可します

◆現行の小規模保育所は新制度の小規模保育事業B型に移行する予定です。

- 少人数（6人から19人）を対象に保育を行います。
- 職員の配置や施設の基準は、国の基準を参考に、区が条例で定めます。

小規模保育所のほか、下記の事業についても認可基準を条例で定めます

◆小規模保育事業A型（認可保育所分園型） ◆小規模保育事業C型（グループ型家庭的保育）

◆家庭的保育（保育ママ）
・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。
・区長が定めた研修の受講や食事の提供が基準に加わります。

◆事業所内保育
・事業所の従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
・条例で定める一定の定員を地域に開放することが必要です。

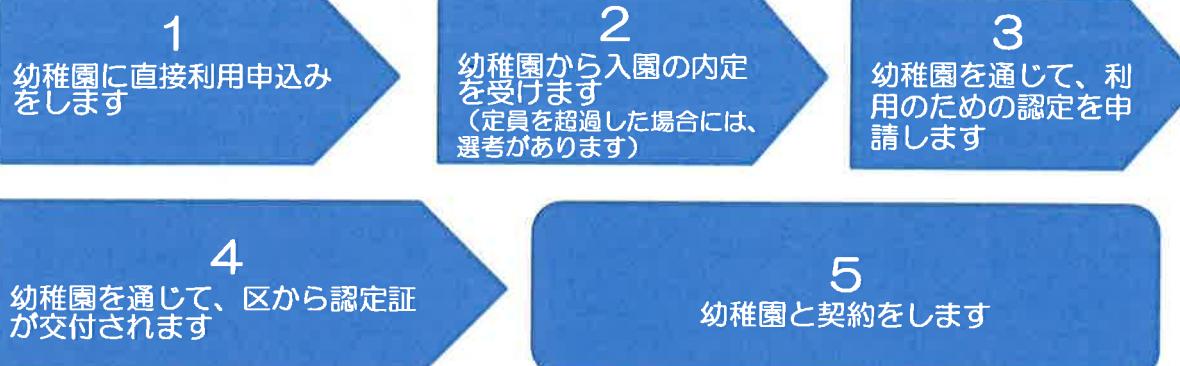
◆居宅訪問型保育
・保護者の自宅で、1対1の保育を行います。
・障害や疾患などで個別のケアが必要な場合や、保育施設が廃止された場合などに利用できます。

利用手続きの流れ

3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園・認可保育所・地域型保育事業）の利用先が決まります。

☆平成27年4月～ 幼稚園の利用を希望する場合（1号認定）

新制度に移行しない幼稚園
は従来と変わりません。



☆すでに在園中の方の場合（1号認定）

通園している幼稚園を通じて認定申請を実施します。

☆平成27年4月～ 認可保育所・地域型保育事業の利用を希望する場合（2号・3号認定）



☆すでに在園中の方の場合（2号・3号認定）

通園している認可保育所・地域型保育事業所を通じて認定申請を実施します。

以下の施設については、今までと利用方法は変わりません。

認証保育所

定期利用保育事業所

家庭福祉員（保育ママ）

★申込み先等は、利用する施設によって異なります。

利用先	利用申込み先	保育料	契約先・保育料の支払先
●新制度に移行する幼稚園	各園へ	収入に応じて区が定める額(応能負担)	施設 ・保育料は施設に支払
●地域型保育事業(小規模保育所)	大田区へ		事業者 ・保育料は事業者に支払
●保育所	大田区へ		・大田区と契約 ・保育料は大田区に支払

※従前と同じ手続きで利用できる施設（認定申請の手続きは不要です。）

利用先	利用申込み先	保育料	契約先・保育料の支払先
●新制度に移行しない幼稚園	各園へ	各施設で定める額	施設 ・保育料は施設に支払
●認証保育所	各施設へ	区が定めた上限の範囲で施設が定める額	施設 ・保育料は施設に支払
●定期利用保育事業所	各施設へ	区が定めた上限の範囲で施設が定める額	施設 ・保育料は施設に支払
●家庭福祉員(保育ママ)	大田区へ	23,000円	事業者 ・保育料は事業者に支払

